

2025. 1

Law Office YODOYABASHI

No.43



クラゲ・海月・水母

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目2番22号 北浜中央ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://yodo-law.com>

代表弁護士 安田正俊 相談役弁護士 藤井 勲

弁護士	阿部清司	弁護士	西野航	弁護士	黒田拓志
弁護士	西垣昭利	弁護士	山本彼一郎	弁護士	黒奥田直
弁護士	井上敏志	弁護士	今井佐和子	弁護士	高野史
弁護士	鹿野耕平	弁護士	中嶋俊太郎	弁護士	高松本
弁護士	平井智也	弁護士	深江元哉	弁護士	中森濱
弁護士	堀内みづ希	弁護士	松岡真嗣	弁護士	森本貴
弁護士	古高悠生				開

はじめに

令和6年5月24日民法等の一部を改正する法律が公布され、2年を超えない日から施行されることになりました。

この改正は、親の責務等に関する規定の新設
親権・監護権等に関する改正
養育費（子の監護に要する費用）の履行確保に向けた規定の新設・改正
親子交流に関する改正
その他（養子縁組、財産分与等） となっています。

これは、令和3年2月の法務大臣からなされた「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問第113号に対応して、家族法制部会が設置され、本改正に至ったものです。

1 親権の意義の明確化

まず、本改正の指標となるべく、「……父母の親権に服する。」との現行法を「親権は……その子の利益のために行使しなければならない。」と改正しています。親権は権利であるとのイメージを払拭し、子のための義務でもあることを明らかにしました。

2 父母が婚姻中でない場合の共同親権（選択的共同親権）

(1) 離婚後の親権

婚姻中は、父母が共同して親権を行使するのが子の利益と考えられます。離婚後においても共同して親権を行使する方が子の利益にかなう場合があると考えられることから、離婚後においても共同親権が認められることになりました。もちろん、共同親権では子の利益にならない場合もあることから、選択的共同親権制度となっています。

具体的には、①協議離婚の場合、父母の協議で双方または一方を親権者と定めることができます。②裁判上の離婚の場合、裁判所が父母の双方または一方を親権者と定めます。

判断基準としては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮することになっており、裁判所が共同親権を採用しない場合の例示として、「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無」を定め、さらに「その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。」とのバスケット条項を規定しています。

(2) 親権者の変更

一度、共同親権と定めた場合でも、家庭裁判所は、子またはその親族の請求によって、親権者を変更できます。

単独親権とする基準も親権者を定める場合と同様ですが、これに加えて、共同親権とした協議の経過（DVの有無、調停をしたかどうか、いわゆるADRの利用の有無、公正証書作成の有無等）やその後の事情の変更等を考慮することになっています。

(3) 共同親権と身上監護権

親権は概ね、身上監護権と財産管理権に分けられます。

子に対する身上監護権とは、子と共に生活をして日常の世話や教育を行う権利です。婚姻中であっても日常の監護、教育は単独で行使できるようになっていますが、身上監護権のうち日常の監護を超える居所の指定権、職業許可権、身分上の行為（認知など）の代理権は共同で行使することになっています。財産管理権は共同行使が原則です。

離婚後に共同親権と定めた場合、上記に従って監護および教育に関する日常の行為に係る親権の行使は単独ですることができます。さらに、共同親権であっても、離婚後、監護をすべき者が定められた場合、親権者である監護権者は日常の監護を超えて身上監護権の全般について監護権を行使でき、他方の親権者は、この行為を妨げることができません。

なお、離婚に際しては、子の監護をすべき者を定めることもできますが、一方に定めるのではなく、子の監護の分掌を定めることができることになっていますので、どう定めるかには留意が必要です。

(4) 改正法の今後

今回の改正で離婚後の共同親権が認められ、子の利益に資することもあるでしょうし、父母の関係によっては全く望まないケースも考えられます。そのような場合には、父母の一方のみを親権者とする従来方式にこだわるか、早期の解決方法として、監護権の分掌を定めて、財産管理のみ共同親権にするか



などを模索することになりそうです。子が財産を所有していない場合は監護権の分掌で十分目的は達成できると考えられるところですが、今後の実務の動きを注視していきたいと考えます。

3 養育費(子の監護のための費用)

(1) 生活保持義務

改正法は、「父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない」と定め、子の扶養義務が生活保持義務であることを明確にしました。

(2) 法定養育費

例えば、DV等肉体的・精神的被害にあっている妻から離婚するにあたって、養育費に関してあらかじめ合意することが望めないことも多いでしょうから、改正法は、協議離婚の際に養育費を定めなかったケースや養育費を請求しなかったケースに備えて、「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」を離婚時から認める扱いとしました。

請求・交渉ができないケース等では効果を発揮すると思われます。

(3) 養育費の履行確保

ア 一般先取特権*の付与

養育費および法定養育費に、一般先取特権が付与されます(改正民法306条、同法308条の2)。

執行の場面では、公正証書、判決、審判書等のいわゆる債務名義は不要で、担保権の実行として「一般先取特権の存在を証する書面」を提出することで足りる。

合意した養育費の場合は合意の書面、法定養育費の場合は子を監護していることを証する書面(同居を示す住民票など)で足りると考えますが、施行後の事例を見守りたいところです。

イ 情報開示請求

養育費請求の申立、子の監護に関する処分の調停または離婚についての調停手続きにおいて、相手方当事者に対して収入および資産の状況に関する情報の開示を命じることができる旨の規定が新設されました。

ウ 財産開示手続および第三者からの情報取得手続き

イの請求に対して情報開示がなされなかったような場合は、債務名義や先取特権による財産開示請求ができ、さらに情報取得手続きの中で(市町村等に対する)債務者の給与債権にかかる情報取得の申立をすることができることになりました。

エ 執行手続きのワンストップ化

ウの申立をした場合、その手続きによって判明した財産の差押えが連続して申し立てたとされるように改正されています。

これらの改正によって、今まで支払いが滞りがちであることも多かった養育費について、時間と費用が節約できることも相まって、支払いが促進されることが期待されます。

4 親子交流等

親子交流に関しては当事者の感情が尖鋭化しがちなところですが、改正法は子の利益のためにいくつかの改正を行いました。

(1) 婚姻中別居時の親子交流

子の監護についての必要な事項として、父母間の協議によって定めるほか、協議ができないときは親子交流に関する事項を家庭裁判所が定めることができることになりました。

(2) 親子交流の試行的実施

実務でも採用されている親子交流の試験的实施を明文化しています。

裁判所は、交流の方法、日時、場所および家庭裁判所調査官の立ち会い等関与の有無を定めるとともに、当事者に条件等を付することができ、また当事者に試行的実施の結果の報告を求めることができます。

(3) 父母以外の親族との交流

子の利益のために特に交流を認める必要がある場合に、親以外の親族(祖父母、兄弟姉妹等)との交流を認める審判ができるようになっていきます。

本稿は誌面の都合で改正法の大雑把な紹介にとどまっており、紹介しきれなかった有益な改正も多くあります。悩んだら、迷わず専門家にご相談下さい。

(弁護士 阿部 清司)



* 一般の先取特権; 当事者間の合意が不要な法定の担保権であって、債務者のすべての財産から他の一般債権者よりも優先的に債権を回収できる権利

謹んで初春のお慶びを申し上げます

ご 報 告



当淀屋橋法律事務所は、永年の間、私が代表の立場を務めさせていただいてまいりましたが、私も80歳を超え、このところ体力・聴力の衰えが進み、また法律関係の変化、IT化も急速に進んでいる状況にあります。

そこで、この際、私は代表の立場を降りて若い仲間と交替させていただき、ご依頼いただいている皆様のニーズにより良く適切に対応させていただくことが必要であると考え、後任として安田正俊弁護士を新たな代表とさせていただくことといたしました。

なお、私はこれからは相談役弁護士として必要ならアドバイスしていきたいと思います。

皆様には永年のご協力に深く感謝させていただくところです。

また、当事務所は、今後若い弁護士が新しい感覚でより良い事務所へ発展させていただくこととしますので、これからも何卒よろしくお願いいたします。

令和 7 年 1 月 吉 日

弁護士法人淀屋橋法律事務所

相談役弁護士 藤 井 勲

ご 挨拶



時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

本年より、藤井勲弁護士の後任として当法律事務所の代表を務めさせていただくこととなりました弁護士安田正俊でございます。

身に余る重責ではございますが、一所懸命に務めますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

振り返れば、当事務所に入所し、弁護士としての歩みを始めて早25年が経ちましたが、この間、数多くの案件に携わり、様々な経験を通じて法と正義の深遠さを実感いたしました。これからはその経験をもとに、より多くのクライアントの皆様に対し、信頼される法的サービスを提供してまいりたいと考えております。

当事務所は、昭和20年12月に、創設者である山本寅之助弁護士が開設した法律事務所でございますが、創設の頃より、「誠実さ」と「公正」を最も大切にしております。どのような問題にも真摯に向き合い、法的な視点はもとより、クライアントの立場をよく理解し、最適な解決策を見出すことを目指しています。

また、当法律事務所は、所属弁護士やスタッフが一丸となって協力し合いながら、日々研鑽を積んでおります。今後も、変化する時代に即応した新たな知識、ノウハウの獲得に積極的に取り組むことで、常に知識と技術の向上に努め、最良の結果をお届けできるよう邁進してまいります。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご厚誼、ご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和 7 年 1 月 吉 日

弁護士法人淀屋橋法律事務所

代表弁護士 安 田 正 俊

表紙の写真

「クラゲ・海月・水母」

須磨水族園で水族館デビューを果たした娘は、クラゲに興奮し踊っていました。

クラゲには、自身の幼生の状態、つまり原点に立ち返ることで新たな成長を遂げるものがいます。

当事務所も今年から新体制となりますが、原点に立ち返ることで新たな成長を遂げたいと思います。

(撮影者 弁護士 中 濱 裕 貴)

○ 新人弁護士紹介 ○



この度、弁護士法人淀屋橋法律事務所に入所いたしました、古高 悠生 (ふるたか ゆうき)と申します。

私は、ご依頼者様に親身に寄り添い、法的な観点だけではなく知見を活かして、最善の解決策を常に模索し、提案することができるようになりたいと思います。

そのためにも、諸先輩方やご依頼者様、その他関わらせていただく方々から、多くのことを吸収し、一日でも早く皆様からの信頼を得られるよう、精進して参ります。

至らない点も多々あるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願いいたします。

弁護士 古 高 悠 生